

函館市水道事業給水条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 6 年 3 月 11 日

函館市長 大 泉 潤

函館市条例第 41 号

函館市水道事業給水条例の一部を改正する条例

函館市水道事業給水条例（昭和 34 年函館市条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条および第 37 条第 2 項ただし書中「第 16 条の 2 第 3 項の厚生労働省令」を「第 16 条の 2 第 3 項ただし書の国土交通省令」に改める。

第 40 条各号列記以外の部分中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第 1 号中「第 16 条の 2 第 3 項の厚生労働省令」を「第 16 条の 2 第 3 項ただし書の国土交通省令」に改める。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。